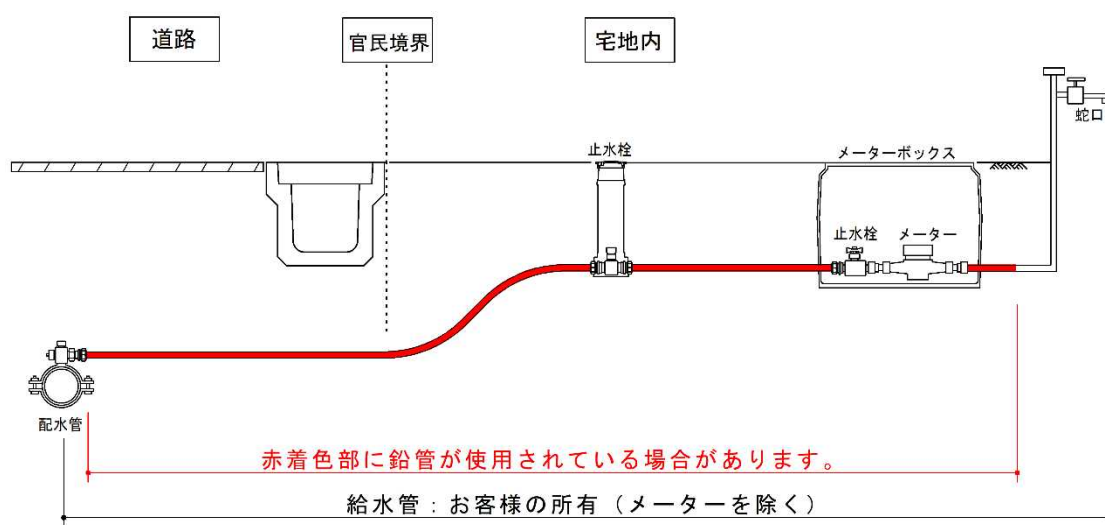


鉛管解消の取り組み

給水管に鉛管が使用されている場合、水道水中に鉛がわずかに溶出する可能性があります。通常の水道使用における鉛の濃度は国の定める基準値（1リットル当たり0.01ミリグラム、平成15年度4月改定）以下であり、安心してご使用いただけます。

本市では、残っている鉛管の解消にむけて、計画的に耐震化事業配水管整備（老朽管更新）工事などに併せて残存している鉛管の取替えを進めています。

給水管に鉛管が使用されている場合の使用範囲（例）



水道水を安心してご使用いただくために

給水管に鉛管を使用している場合、長期間水道を使用しない状態が続きますと、きわめて微量ですが鉛が溶け出している場合があります。長期間不在となり、水道を使わなかったときなど、給水管の中の水を入れ替えるために、バケツ1杯程度の水を飲用以外の用途に使っていただくと安心してご使用いただけます。